

代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多
区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多
区博多駅東二丁目10番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多
区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多
区博多駅東二丁目10番1号

4 変更の日 令和5年9月5日

5 変更の理由 現在事項全部証明書の本店所在地からビル名称を削除したため

6 届出の日 令和6年2月9日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和6年2月26日から令和6年6月26日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1

項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス小杉駅前 射水市三ヶ2595-3 他8筆

2 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドラッグコスモス小杉駅前

(変更後) ドラッグコスモス小杉駅前

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 変更の日 令和5年9月5日 ほか

5 変更の理由 現在事項全部証明書の本店所在地からビル名称を削除したため
ほか

6 届出の日 令和6年2月9日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和6年2月26日から令和6年6月26日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス上小泉店 滑川市上小泉39番1 他6筆

2 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドラッグコスモス上小泉店

(変更後) ドラッグコスモス上小泉店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多

区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多
区博多駅東二丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多
区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多
区博多駅東二丁目10番1号

4 変更の日 令和5年9月5日 ほか

5 変更の理由 現在事項全部証明書の本店所在地からビル名称を削除したため
ほか

6 届出の日 令和6年2月9日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和6年2月26日から令和6年6月26日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき以下の事項を記載した意見書を、縦
覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1
項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準
用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦

覽に供する。

令和6年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス綾田店 富山市綾田町1丁目1番9 他16筆

2 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドラッグコスモス綾田店

(変更後) ドラッグコスモス綾田店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては
代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多
区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多
区博多駅東二丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多
区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多
区博多駅東二丁目10番1号

4 変更の日 令和5年9月5日 ほか

5 変更の理由 現在事項全部証明書の本店所在地からビル名称を削除したため
ほか

6 届出の日 令和6年2月9日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和6年2月26日から令和6年6月26日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス高岡福岡店 高岡市福岡町下老子 751番 他3筆

2 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドラッグコスモス福岡店

(変更後) ドラッグコスモス高岡福岡店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多

区博多駅東二丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多
区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多
区博多駅東二丁目10番1号

4 変更の日 令和5年9月5日 ほか

5 変更の理由 現在事項全部証明書の本店所在地からビル名称を削除したため
ほか

6 届出の日 令和6年2月9日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和6年2月26日から令和6年6月26日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模
小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告す
る。

令和6年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス魚津江口店 魚津市江口 397番 他2筆
- 2 店舗を廃止する者 株式会社コスモス薬品
- 3 廃止前の店舗面積の合計 1,511㎡
- 4 廃止後の店舗面積の合計 0㎡
- 5 店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 令和6年1月31日
- 6 廃止の理由 出店を見送ることになったため

都市計画事業の施行

富山高岡広域都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 都市計画事業の種類及び名称
富山高岡広域都市計画道路事業
3・4・213号 東岩瀬線
- 2 施行者の名称
富山県
- 3 事務所の所在地
富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部都市計画課
富山市舟橋北町1番11号 富山県富山土木センター
- 4 事業地の所在
収用の部分 変更無し
使用の部分 なし

